厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙対策の自治体への影響評価

研究分担者 姜 英 産業医科大学産業生態科学研究所 講師

研究要旨

本研究では、改正健康増進法の施行前後の敷地内禁煙の導入の実態、その効果及び継続効果を評価することを目的に、166 自治体について調査を行った。その結果、改正健康増進法の施行後はすべて建物内全面禁煙となった。また、特定屋外喫煙所を設けない敷地内全面禁煙を実施した自治体が法改正前の 13.8%から 35.8%に増加したが、2023 年度末で 39.2%にとどまった。2 団体は特定屋外喫煙場所を設置しない敷地内全面禁煙には、葛飾区は、新型コロナウイルスの影響で一時的に閉鎖された 2 箇所の特定屋外喫煙場所を再開した。また、議会棟・フロアについては、喫煙専用室が設置可能な第二種施設と分類されたこともあり、議会棟・フロアを敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙とした自治体の割合も 82.4%にとどまった。タバコを販売する割合は、特定屋外喫煙場所を残している自治体（70.7%）が敷地内全面禁煙の自治体（41.7%）より有意に高いことが分かった（P<0.001）。

改正健康増進法の施行により、自治体の敷地内・建物内全面禁煙を促進する効果があったことが認められた。今後、更なる効果を得られるため、議会部分を含め、特定屋外喫煙場所を残さない「敷地内全面禁煙」を施行する健康増進法の再改正が必要である。

A. 研究目的

わが国において平成 22（2010）年 2 月、厚生労働省健康局長より発出された「受動喫煙防止対策について」（健発 0225 第 2 号）では、「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と述べられた。その後、平成 24（2012）年 10 月には「徹底」に関する再通知もあり、地方自治体では喫煙室を廃し、建物内を全面禁煙とする自治体が増え始めたが、喫煙室を残している自治体も多かった。

2018 年 7 月 25 日「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2019 年 1 月 24 日に屋外における受動喫煙の配慮義務、同年 7 月 1 日より「多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等」として、「第一種施設（学校、病院、児童福祉施設等、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎）」では「敷地内禁煙」とされた。そのため、すべての自治体の 100%の行政機関の庁舎（以下、一般庁舎）が「建物内全面禁煙」となり、一部の団体では議会部分と屋外でも喫煙を禁止する「敷地内全面禁煙」が実施された。

本研究は健康増進法の改正による自治体の「建物内全面禁煙」「敷地内全面禁煙」の状況を調査し、その継続効果を評価することを目的とした。

B. 研究方法

主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、23 東京特別区、5 政令市*）に新たに中核市または中核市の候補市である 45 団体を加えて、合計 166 自治体に調査票を郵送し、以下の内容を調べた。

- 建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
- 警察本部（都道府県）と消防局（都道府県を除く）の建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
- 特定屋外喫煙場所を設置している場合、コロ

ナの影響で閉鎖している状況及び今後再開する予定の有無

- 勤務時間内の喫煙制限の実施状況
- 本庁舎内でタバコの販売状況と今後販売中止の予定の有無
- 職員の喫煙率（男女別と全職員）

さらに、初めて厚生労働省などの官公庁の 47 団体にも同様な調査を行い、敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所の設置）について郵送で調査票を用いて調べた。

*道府県庁所在市 15 政令市を除く 5 政令市
（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）

（倫理面への配慮）
本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

全国の主要な地方自治体 166 団体の一般庁舎は改正健康増進法の施行前後で屋内喫煙室（黒い部分）はゼロになり、法律で求められている敷地内全面禁煙を実施したのは 22 団体(13.8%）から 57 団体（35.8%）に増え、2023 年度は 65 団体（39.2%）に増えた。その一方で、101 団体（60.8%）の一般庁舎には特定屋外喫煙場所が設置されていることが分かった（図 1）。

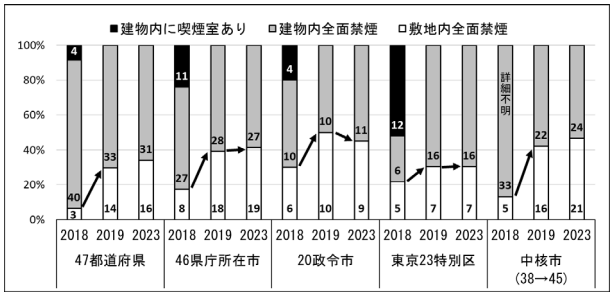

図 1. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2023 年度の喫煙対策の変化は以下の通りである。

◎ 岐阜県：2023 年 1 月の新庁舎に移転に伴い、同年 3 月より一般庁舎と議が敷地内全面禁煙
◎ 長崎県：2023 年 4 月より一般庁舎、警察本部が敷地内全面禁煙
◎ 兵庫県：2023 年 5 月より一般庁舎と議会が敷地内全面禁煙

× 福井県：警察本部は 2019 年 7 月に敷地内全面禁煙後、2023 年 7 月に屋外喫煙場所再設置
× 浜松市：一般庁舎と議会は 2019 年 7 月に敷地内全面禁煙後、2023 年 10 月に屋外喫煙場所再設置

一方、2023 年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況を図 2 に示す。一般庁舎、議会棟・フロア、消防局が敷地内全面禁煙の団体は全体の 4 割未満で、対策が遅れていることが分かった。特に第二種施設に分類された議会棟・フロアは建物内に喫煙場所が残っており（18.7%）、2021 年度から 2023 年までの 1 年間の変化もなかった。

一方、警察本部の敷地内禁煙は一番進んでいるが、55.3%にとどまっている。

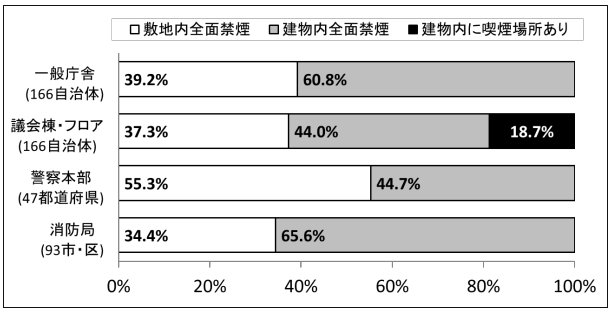

図 2. 2023 年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況の変化

特定屋外喫煙場所が設置されている 101 団体について、敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を撤去）を達成するために必要な対策を調査した結果を図 3 に示す。

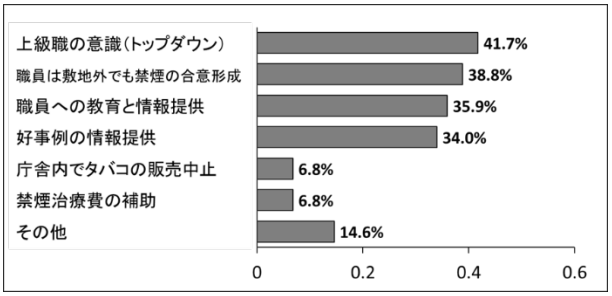

その他の意見として、「市民・区民への受動喫煙対策に関する教育と情報提供、敷地内全面禁煙への理解」「改正健康増進法の再改正などの法令化」「庁舎内の意識の共有」「喫煙者を減らす」という回答があった。

また、特定屋外喫煙場所が設置されている 101 団体のうち、喫煙場所の清掃のために、喫煙禁止時間を設けている自治体はわずか 4 団体（3.7%）で、その喫煙禁止時間の詳細は以下の通りである。

- 長野市： 8：30～ 9：00（30 分）
- 福井県： 8：30～12：00（3.5 時間）
- 高知市： 9：00～ 9：30（30 分）
- 群馬県：14：15～14：30（15 分）

一般庁舎におけるタバコの販売状況は、166 自治体のうち、タバコの販売を行っていない自治体は 74 団体（44.6%）、売店・コンビニ・自動販売機などで販売を行っている自治体は 92 団体（55.4%）であった。昨年度と比べて、8 団体はタバコの販売を中止した。

敷地内全面禁煙の 65 団体のうち、タバコの販売を行っている団体は 27 団体（41.5%）に対して、特定屋外喫煙場所がある 101 団体のうちタバコの販売を行っている自治体は 65 団体（64.4%）で、統計的に有意に高く（P<0.01）、特定屋外喫煙場所を残している自治体はタバコを販売する割合が高いことが分かった（表 1）。

表 1. 166 自治体の敷地内禁煙の実施状況と一般庁舎のタバコの販売状況（2023 年度）

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	27 （ 41.5% ）	38 （ 58.5% ）	65
建物内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）	65 （ 64.4% ）	36 （ 35.6% ）	101
計	92 （ 55.4% ）	74 （ 44.6% ）	166

厚生労働省などの官公庁の 47 団体に同様に、敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所の設置）について調査を行った。回答が得られたすべての 47 団体のうち管理権限を有しているのは 26 団体（55.3%）であった。26 団体のうち、敷地内全面禁煙を実施したのは厚生労働省、厚生労働省中央労働委員会、気象庁、会計検査院の 4 団体（15.4%）で、残りの 22 団体（84.6%）は特定屋外喫煙場所を設置していた。

D. 考察

健康増進法の改正によって自治体の一般庁舎における喫煙対策が進んでいる一方、議会棟・フロアの禁煙化が遅れていることが分かった。その理由は、国会や地方議会を喫煙専用室の設置が可能な第二種施設として分類されたためである。現在はまだ 29 団体（17.5%）が建物内に喫煙場所を残しているため、受動喫煙対策として不十分である。

敷地内全面禁煙を実施・決定した後、近隣の公園やコンビニエンスストアなどの商業施設等で喫煙することが問題となり、屋外や屋上に喫煙場所を設置（逆行）した自治体が発生した。このような事態を回避するためには、「敷地内全面禁煙」を実施する前に職員の禁煙外来を受診させること、敷地周囲での喫煙を予め禁止しておくなどのルールづくりが必要であると考えられた。

また、官公庁でも敷地内全面禁煙を実施している団体は 15.4 でまだ少ないことが分かった。

E. 結論

改正健康増進法の施行により、地方公共団体の一般庁舎の建物内は 100%禁煙化され、敷地内禁煙を促進する効果が確認された。しかし、その後

の調査では大きな進捗は見られなかった。今後の課題として、敷地内全面禁煙が達成できた自治体の状況やその達成が難しい自治体の理由などを明らかにするため、自治体に対するインタビュー調査が必要と考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

なし

２．学会発表

1) 姜英、朝長諒、山根崇弘、大和浩、片野田耕太. 自治体の受動喫煙対策の 14 年間の変遷. 第 32 回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2023 年 2 月. 福岡県小倉市

３．その他

1) 大和浩、姜英、朝長諒. リーフレット「自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料～改正健康増進法の全面施行の効果～」. 2024 年 2 月.

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。